「国文祭・芸文祭みやざき2020」における
「みやざき短歌きらり★事業」実施運営業務委託業者選定審査要領

１　目的

この要領は、「国文祭・芸文祭みやざき2020」における「みやざき短歌きらり★事業」実施運営業務委託企画提案競技に関し、公正かつ適正な審査を実施するために必要な事項を定めるものである。

２　審査員

国民文化祭・障害者芸術文化祭課　課長
国民文化祭・障害者芸術文化祭課記紀編さん記念事業推進室　室長
国民文化祭・障害者芸術文化祭課　課長補佐
国民文化祭・障害者芸術文化祭課　企画・広報担当　　主幹
県事業担当　　主幹
障害者芸術文化担当　主幹
国民文化祭・障害者芸術文化祭課　県事業担当　　１名
国民文化祭・障害者芸術文化祭課　障害者芸術担当　１名

３　審査項目

審査項目		審　査　の　視　点	配点
項目１	業務理解度	・仕様書に記載されている実施方針にそった魅力的な内容となっているか。	１５
項目２	企画・内容	・短歌の魅力を分かりやすく伝え、関心を高めるための内容となっているか。 ・多くの参加者が集まる企画や内容となっているか。	２５
項目３	運営計画	・障がい者や小さい子ども連れの方達に配慮した運営計画になっているか。	２０
項目４	デザイン・広報	・効果的な広報展開ができる提案か。 ・質の高いチラシ・ポスター等のデザインができているか。	２０
項目５	業務遂行の計画性	・計画的で無理のない業務スケジュールが組まれているか。	１０
項目６	積算の妥当性	・経費の積算に無駄がなく妥当であるか。	１０

４　審査方法

(1)　審査員は各審査項目について、審査の視点から総合的に審査し、５段階で採点する。
(2)　全ての審査員の点数を合計し、最高点数の業者に決定する。
(3)　審査の結果、合計点数が同じ場合は、以下の優先順位に従って業者を決定する。
　①　最高点（タイを含む）の採点をした審査員数が多い。
　②　最高点（タイを含まない）の採点をした審査員数が多い。
　③　審査員が協議の上、業者を決定。
(4)　提案者が１者の場合は、採点を行った上で業務の円滑な遂行が可能であるかどうか判断を行う。